

## 会議記録（１）

|           |  |                                  |   |
|-----------|--|----------------------------------|---|
| 会議名称      | 第１２回北本市自治基本条例制定研究懇話会   |                                  |   |
| 開会及び閉会日時  | 平成２０年１２月３日（水）午後６時～午後８時   |                                  |   |
| 開催場所      | 文化センター第４会議室  |                                  |   |
| 議長氏名      | 会長 内田政之助   |                                  |   |
| 出席委員(者)氏名 | 秋葉三枝子<br>加藤 信利<br>高荷 正春<br>岩崎 雄一   | 有働 秀鷹<br>河井 宏暢<br>田中 昭仁<br>田中 正昭 | 内田政之助<br>勝 豊<br>古賀 利雄<br>堀越 一三<br>佐藤 健市 |
| 欠席委員(者)氏名 | 浅野 昭八<br>三橋 博  | 加藤 一男                            | 福島 洋輔                                   |
| 説明者の職氏名   | 協働推進課 課長 横田 順一 主幹 長嶋 太一  |                                  |   |
| 事務局職員職氏名  | 協働推進課 課長 横田 順一 主幹 長嶋 太一 主査 鈴木 直美   |                                  |   |
| 会議次第      | 1 開会<br>2 あいさつ<br>3 議題<br>(1) 自治基本条例素案について<br>(2) その他<br>4 その他<br>5 閉会         |                                  |   |
| 配布資料      | ・次第<br>・北本市自治基本条例素案（懇話会意見併記版・第１２回懇話会検討資料）<br>・自治基本条例素案中間報告に対して提出された市民意見への回答（案） |                                  |   |

## 会議記録（２）

| 発言者  | 発言内容・決定事項  |
|------|--|
| 事務局  | <p>1 開会</p> <p>第12回北本市自治基本条例制定研究懇話会を開会いたします。本日は、立正大学の山口先生にお越しいただきました。先生、本日はお越しいただきましてありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、次第にもとづきまして進行させていただきます。</p>  |
| 議長   | <p>2 あいさつ</p> <p>・内田会長</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 北本市自治基本条例素案について</p> <p>まず、議題の(1)北本市自治基本条例素案について討議します。事前に条例素案（案）を皆様にお届けしていますが、この（案）につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>———北本市自治基本条例素案（案）について説明———</p>  |
| 議長   | <p>それでは、続きまして立正大学の山口先生からこの条例素案（案）に対するアドバイスをいただきまして、その後、それをもとに（案）を検討して市長に報告する条例素案を確定してまいりたいと考えます。山口先生、よろしくお願ひします。</p>   |
| 山口教授 | <p>条例素案（案）につきましては、あらかじめお送りいただきましたので読ませていただきました。</p> <p>この中で気になった点が2点ありましたので、その点について申し上げたいと思います。</p> <p>まず、1点目ですが、「市」「市長」「議会」「市民」「私たち」のそれぞれの関係、定義がどのように整理されているのか、条文上これらの言葉がうまくはまっているかという点です。</p> <p>前文の解説を見ると、『文中の「私たち」は、市民、議会、市（行政）の3者』と記載されていますので、図1のとおり整理されるのかと思いますが、自治基本条例は、まちづくりを行う際の市民、議会、行政の3者の関係について規定するものですから、本来は図2のようにならないといけないと考えます。条例素案（案）では、3者がある項目では図1の関係で、また、ある項目では図2の関係になっているところが見受けられますので、その点について整理する必要があると思います。</p> |

## 会議記録（２）

| 発言者  | 発言内容・決定事項  |
|------|--|
| 議長   | <p>また、２点目としましては、住民投票の項目で、『住民投票ができる者の資格その他必要な手続きについては、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める』と記載していますが、この投票資格者等を定める条例は常設の条例とするのでしょうか。</p> <p>この項目の１番目では、『議会の議決を経て、当該案件に関する住民投票を実施することができる』として住民投票条例を常設の条例とするような規定のしかたをしていますが、３番目では、『住民投票ができる者の資格その他必要な手続きについては、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める』としています。この関係を整理し、常設条例とするのか、それとも事案に応じた個別条例とするのかを明らかにしておく必要があると思います。</p> <p>１点目に申し上げました「市民」、「議会」、「行政」の関係について具体的に見ていきますと、２ページの第１章総則の１（目的）の３行目にある『議会と市』の『市』は、市長及び他の執行機関を指していますから、図１の定義を使用していますが、５ページの第４章議会の７（議会の責務）では、『議会は～市の意思決定機関として』として、法人である図２の『市』の定義を使用しています。また、７ページの第６章行政運営の１２（総合計画等）については、基本構想を議会の議決のもとに作成することが地方自治法に規定されていますから、ここでの『市』はやはり図２の定義を用いていることとなります。</p> <p>さらに、１３（行政評価）、１４（行政手続）、１５（健全な財政運営）、１６（財産管理の原則）について見てみると、主語が『市』と『市長』に分かれています。これは、『別に条例で定める』という規定があるものについては、議会が市長に向かってやれという指示を出しているものですから、主語は『市』になるという使い分けでよいのかもしれませんが。</p> <p>事務局から前回の会議の議論を踏まえて作成した条例素案（案）の説明と、山口先生からその（案）に対するアドバイスをいただきましたが、皆様からこれらについてのご意見はございますか。</p> |
| 岩崎委員 | <p>「市政運営」と「行政運営」について、項目ごとに表現を変えて使われていますので、その点については特に整理が必要であると考えます。その点については、どのように整理すればよろしいでしょうか。</p>  |

## 会議記録（２）

| 発言者  | 発言内容・決定事項  |
|------|--|
| 山口先生 | 両方とも意味はほぼ同じと考えてよいと思います。どちらかに統一すればよいのではないのでしょうか。  |
| 勝委員  | 「努めなければならない」という言葉について、市民から行政、議会の項目について特に多用しすぎているという指摘がありました。他市の条例でもよく使われている表現ですが、このとおり使用することが妥当なのかどうか伺いたいと思います。  |
| 山口先生 | 「～しなければならない」という表現と「～に努めなければならない」という表現については、議会からの命令の表現方法の違いと考えればよいと思います。議会の議決による命令の仕方が、「～しなければならない」と強く求めるのか、「～に努めなければならない」と少し余裕を持たせるのかの違いと解釈してはどうでしょうか。   |
| 山本委員 | 「まちづくり」＝「自治」と捉えていいのでしょうか。  |
| 山口先生 | <p>ご承知のとおり「自治」は「住民自治」と「団体自治」とに分けられます。「まちづくり」＝「住民自治」とはいえますが、「まちづくり」＝「団体自治」とはいえませんが、「まちづくり」＝「自治」ということにはならないと思います。ただし、自治基本条例における「自治」は基本的に「住民自治」を表していますので、「自治基本条例」を「まちづくりの基本原則」としてもよいのではないかと考えます。</p> <p>特に、この素案の第7章「自治の仕組み」はこの表現でしっくりきているように思います。</p> <p>先ほど申し上げた「市」や「執行機関」の定義については、地方自治法等で規定されていますので、この条例で何も定義しなければ図2のとおりになります。あえて国の定義と違うものを規定する必要はないと思います。</p> <p>条例に位置付ける内容については、まとまっていますので、あと残っているのはまとめあげる作業だけだと思います。</p> |
| 議長   | <p>それでは、先生のご都合もございますので、今日はここで一旦休憩をいれて、先生にはお帰りいただきたいと思います。</p> <p>休憩後に先生からいただいたアドバイスを参考に、条例素案をまとめる議論をしたいと思います。</p>  |

## 会議記録（２）

| 発言者  | 発言内容・決定事項   |
|------|---|
| 議長   | <p>山口先生、本日はお忙しい中を遠路お越しくださいますてありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">———山口先生退席・休憩———</p> <p>それでは、会議を再開します。</p> <p>山口先生からのアドバイスを参考に条例素案を作成いたしますが、事務局から（案）の修正案についての提案はありますか。</p>                            |
| 事務局  | <p>先生からご指摘のありました「市民」、「議会」、「行政」の関係につきましては、先生のおっしゃるとおり、地方自治法に規定されている図２のとおり整理する必要があると思います。</p> <p>また、２６（住民投票）の項目につきましても、これまでの懇話会での議論では、常設の条例ではなく、それぞれの事例に応じて条例を定めるということでしたので、１に規定しています『議会の議決を経て』という文は削除すべきと考えます。</p> |
| 議長   | <p>事務局から山口先生のアドバイスを踏まえた条例素案（案）の修正についての提案がございましたが、この提案のとおり修正するというところでよろしいでしょうか。</p>  |
| 全委員  | <p>———承認———</p>   |
| 議長   | <p>それでは、議題の(2)その他について、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>自治基本条例素案中間報告に関する意見（回答案）ですが、前回の会議での委員の皆様のご意見を反映させた形で再作成いたしました。このとおり、回答書を作成し、公開してよいか伺うものです。</p>  |
| 議長   | <p>自治基本条例素案中間報告に関する意見（回答案）について、修正案の提示がありましたが、意見を伺います。いかがでしょうか。</p>  |
| 古賀委員 | <p>審議会は、市長の附属機関として市長の諮問がないと開けないという形では、懇話会で議論した、条例が正しく運用されているかどうかを審査するために、最低年に一度は開催すべきと</p>  |

## 会議記録（３）

| 発言者  | 発言内容・決定事項  |
|--|--|
| 事務局  | <p>いう意見が反映されないのではないのでしょうか。</p> <p>開催方法等審議会に関する詳細な事項につきましては、いずれにしても別に規則等を設けて定める必要がございます。</p> <p>その点から、既に組織されている市長の附属機関の規則等を参考に『必要な事項は別に定める』等の条文を追加し、懇話会がこの委員会を設置する意図を反映させられるかたちで規定したいと考えます。</p>                         |
| 議長   | <p>事務局から、他の附属機関の規定を参考に検討し、懇話会の意見が反映される形の規定を追加するとの提案がございましたが、事務局に一任する形でよろしいのでしょうか。</p>  |
| 全委員  | <p>————承認————</p>  |
| 議長   | <p>それでは、今回の議論を反映させた形で条例素案と報告書を作成し、今月の早い時期に市長に提出したいと思います。</p> <p>報告書については、作成後、皆様に通知するとともに、報告後の条例制定作業の経過につきましては、随時、事務局から報告を求めることとしたいと思います。</p> <p>また、自治基本条例素案中間報告に対して提出された市民意見への回答（案）については、このとおり公表することとしてよろしいのでしょうか。</p> |
| 全委員  | <p>————承認————</p>  |
|  | <p>5 閉会</p> <p>・有働副会長あいさつ</p>  |
| <p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>北本市自治基本条例制定研究懇話会 会長</p> |  |

図 1

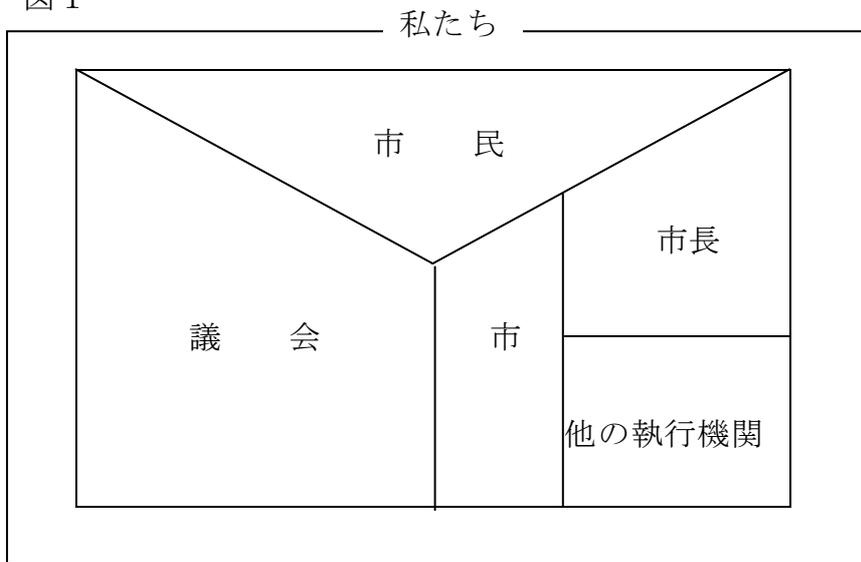


図 2

